

組合員等持分払戻(譲受)予告通知書

滞 納 者			住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)					
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不申告 加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納 期 限
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円	
					法律による金額 円			法律による金額 円		
					法律による金額 円			法律による金額 円		
					法律による金額 円			法律による金額 円		
					法律による金額 円			法律による金額 円		
	合 計		円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)							
払戻 (譲受)請 求す る持 分	持 分 の 種 類								口 数	
差押年月日				年 月 日						
<p>さきに差押えした上記滞納者の持分の払戻し(譲受け)の請求をすることを予告します。 (根拠法令一国税徴収法第74条第2項、同法施行令第33条第2項)</p> <p>年 月 日</p> <p>美唄市長 印</p> <p>(組合等の 名称) 様 及び代表者</p>										

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 摘要 この予告書は、「差押年月日」欄を除き、あらかじめ「組合員等持分払戻(譲受)請求書」と併せて複写により作成すること。